

手 続 き の 流 れ

※※※申請者は、「施主」になります。※※※



■「彩の木補助事業」を利用したいことや、さいたま県産木材を使用したいことなどを工務店・設計業者等の方とよく打合せをし、契約してください。

■「さいたま県産木材販売伝票」がさいたま県産木材を使用した証拠書類の一つとなり、この伝票の写しを「完了報告書兼請求書」に添付していただきます。詳細は、Q&Aをご覧ください。

■「交付申請書」に関係書類を添付して、埼玉県木材協会へ郵送又は持参してください。

■提出時期:工事着工前あるいは工事着工後なるべく早い時期にご提出いただくと、手続きがスムーズです。

■受付期間:
《一般枠》《梁桁枠》
令和4年2月4日(金)まで(予定数に達し次第終了)
《子育て世帯枠》
令和3年7月30日(金)まで(予定数を超えた場合は抽選)

■事務局(埼玉県木材協会)が内容を審査し、利用予定者登録通知書をお送りします。(手続きが完了するまで大切に保管してください。)

■「完了報告書兼請求書」提出前に現地検査を実施する場合は、検査員から建築(施工)事業者あてご連絡いたします。

■木工事(子育て世帯枠は引渡し。以下同じ。)完了後2週間以内に、「完了報告書兼請求書」に関係書類を添付して、埼玉県木材協会へ郵送又は持参してください。

■令和4年2月28日までに木工事(引渡し)が完了することが要件です。

■最終提出期限:令和4年3月4日(金)必着

■事務局(埼玉県木材協会)が内容を審査し、交付決定及び確定通知書をお送りします。

■交付決定前に現地検査を実施する場合は、検査員から建築(施工)事業者あてご連絡いたします。

■申請者名義のご指定の口座に、補助金を振り込みます。